

曹操高陵出土石牌銘校注

本稿は、河南省安陽市の西高穴二號墓（曹操高陵）から出土した石牌銘文の注釋である。二〇〇八年にこの墓が盜掘されたのを契機として本格的な調査が始まり、二〇〇九年から二〇一〇年の發掘調査をへて、二〇一六年に正式報告書『曹操高陵』（以下、報告と略稱）が刊行された（河南省文物考古研究院二〇一六）。調査では、前室を中心として「魏武王」の刻銘をもつ石牌が複数出土し、後室および南側室の入口附近から副葬品の名稱・材質・規格・數量などを記載した數十點の石牌が発見された。この「魏武王」銘石牌は西高穴二號墓を曹操高陵に比定する有力な根據とされ、年代・規模・構造・立地など諸方面からの考證をへて、現在は墓の被葬者を曹操自身とする考え方が定説化している。そのため、本稿でも通説にしたがい西高穴二號墓のことを曹操高陵と呼稱する。

曹操高陵出土石牌は、銘文内容と形状により二種に大別される。一種は報告が「圭形石牌」と呼稱するもので、「魏武王常用」か

「三世紀東アジアの研究」班

向井 佑介・森下 章司

らはじまる銘文をもち、武器等の名稱を記す。上端が失った縦長五角形を呈し、高さ一〇・九cm、幅三・一五cm、厚さ〇・八cmをはかる。上方の中央に小孔があり、銅鎖の殘存例があることから、本来は別の器物に取りつけてあったと推定される。出土した十餘片はすべて破損しており、盜掘者が意圖的に破壊した可能性も指摘されている。もう一種は報告が「六邊形石牌」と呼ぶもので、五六點がある。縦長長方形の左右兩肩を斜めに落とした六角形を呈し、高さ八・四cm、幅四・八cm、厚さ〇・八cmで、上部中央に圓孔を穿つ。銘文は一行から三行までのものがあり、副葬品の名稱・材質・數量などを記している。

これら二種の石牌のうち、後者と酷似した石牌が、河南省洛陽市の西朱村一號墓から大量に出土しており、本研究班では前號にその注釋「洛陽西朱村曹魏墓出土石牌銘選注」（以下、選注と略稱）を公表した（「三世紀東アジアの研究」班二〇二二）。本稿でも、おおむね選

注の分類にしたがい、服飾・什器・飲食・武器・儀禮・娛樂・不詳の順に整理した。記述にあたっては、まず石牌銘文の釋文を示し、河南省文物考古研究院による報告の遺物番號・彩色圖版番號および石牌の形狀（圭形・六角形）を附記した。報告に寫眞が掲載されず、他の書籍に圖版があるものは出典を記した。

釋文中の記號の用法は、以下のとおりである。

□…石牌の斷裂による文字の缺損をあらわす。

○…判讀不能の文字をあらわす。

…判讀不能かつ字數も不明な文字列をあらわす。

⊕…殘劃をもとに判讀した文字をあらわす。

「」…文例や内容をもとに補った文字をあらわす。

注釋において、頻出する出典は略稱を用い、卷號と圖版番號を併記した。それ以外の參考文獻は「」に著者名と發表年を記した。特に關連する銘文の石牌が西朱村一號墓から出土している場合は、選注番號と洛陽市文物考古研究所の遺物番號を併記した。

銘文釋讀と注釋作成は、主として飲食・武器・儀禮を森下章司が、服飾・什器・娛樂・不詳の項目を向井佑介が擔當し、全體を向井がまとめた。共同研究班における檢討作業に参加したのは、東潮・諫早直人・稻本泰生・王含元・大谷育恵・大平理紗・岡村秀典・金文京・古勝隆一・高井たかね・坂川幸祐・田中一輝・長友朋子・藤井律之・古松崇志・馬淵一輝・宮宅潔・目黒杏子・森岡秀人・山本堯・吉井秀夫の各位である（五十音順）。

一、服飾

(一) 衣服

1 黃綾袍錦領袖

(M二・三三一 聯會用品類二一 六角形)

黄色いあやぎぬの袍で、錦の襟と袖をもつものが一着。

「袍」は上下がつながった着物をいう。「釋名」釋衣服に「袍、丈夫著、下至跗者也。袍、苞也、苞內衣也。婦人以絳作衣裳、上下連、四起施緣、亦曰袍、義亦然也」とあるように、袍は下端がかかるとに達する長い着物で、上下がつながっているという。

「綾」はあやぎぬ。「釋名」釋采帛に「綾、凌也、其文望之如冰凌之理也」とあり、その紋様は冰の縞のようだと述べている。

「黃綾袍」は黄色いあやぎぬの長い着物。古い用例を缺くものの、『舊唐書』輿服志は隋の讌服（常服）について「隋代帝王貴臣、多服黃文綾袍」と述べている。

「錦」は「釋名」釋采帛に「錦、金也、作之用功重、其價如金」とあるとおり、金に匹敵する價値をもつ貴重なものだとされた。

「錦領袖」は着物の襟と袖を錦で飾ったもの。「綾」と「錦」の組みあわせは『三國志』魏書・夏侯玄傳に「今科制自公・列侯以下、位從大將軍以上、皆得服綾錦・羅綺・紈素・金銀飾鏤之物、自是以下、雜綵之服、通于賤人、雖上下等級、各示有差」とあり、公・列侯より以下、大將軍以上の高位の人物が綾錦を身に着けることが許されていた。

2 紫綺大襦一、

刺補自副

(M二・三〇四 新出一七頁下 六角形)

紫色のあやぎぬでつくった、上下がつらなかつた着物が一着、それに刺繡紋様のある附屬品をともなっている。

「綺」はあやぎぬ。「紫綺」は『宋書』樂志三・大曲・豔歌羅敷行に「細綺爲下裙、紫綺爲上襦」とあり、「綺襦」については晉の『東宮舊事』（『太平御覽』皇親部・太子妃所引）に「皇太子納妃……丹羅杯文長命綺襦一」と記される。

「襦」は「襦」に同じ。『釋名』釋衣服に「襦、屬也、衣裳上下相連屬也」とあるように、衣と裳が上下つらなかつた着物をいう。「大襦」については『禮記』雜記上「繭衣裳」の鄭玄注に「繭衣裳者、若今大襦也」とある。また、西朱村石牌には「白緋練大／袖襦一領」（選注4・5、M二・四五七・四五八）がある。

「刺補」は「刺繡」のことか。『說文』黼部に「黼、白與黑相次文」とあるように「黼」は白と黒の刺繡紋様をいう。『爾雅』釋器「黼領謂之襦」の孫炎・郭璞注に「繡刺黼文以覆領」とある。ただし、この石牌では「刺補自副」とあるため、単に「紫綺大襦」に刺繡紋様を加えたものではなく、刺繡紋様のある附屬品をともなつていたと推定される。

3 長命綺複衫

丹文衿一

(M二・三〇五 新出一二頁下 六角形)

長命綺（五色のあやぎぬ）でつくった、あわせの着物で、赤い紋様のある裾をつけたものが一着。

「長命綺」は多くの色を用いたあやぎぬ。『釋名』釋采帛に「綺、敬也。其文敬邪、不順經緯之縱橫也。有杯文、形似杯也。有長命、其綵色相間、皆橫終幅、此之謂也。言長命者、服之使人命長、本造者之意也」とあり、「綺」は斜めに傾いた紋様を織りあらわしたもので、そこに五綵の糸が間隔を置いて用いたものを「長命」と稱した。それは着用する人の命を長からしめる意味で、製作者が意圖したのだという。林巳奈夫（一九七六・一一七―一八頁）は「綺とは、斜紋組織で菱形を基調とした幾何學紋を織り出した綾のこと」であり、「五色を段々にして横幅一ぱいに織る」というのは「同じ組合せの綜統をそのままにして同じ斜紋組織を織り出しながら、緯に違つた色の糸を用いた」ものと解釋している。

前掲『東宮舊事』に「皇太子納妃……丹羅杯文長命綺襦一」「長命杯文綺袴」（『太平御覽』皇親部・太子妃所引）、「太子納妃……丹羅長命綺絹裏椀囊一」（同・服用部・囊所引）がある。

「複衫」はあわせの衣服。『釋名』釋衣服に「衫、芟也、衫末無袖端也。有裏曰複、無裏曰單」とあり、衫とは袖の端がなく、短い袖の衣服だという（林一九七六・一二頁）。そのうち、裏地があるものを「複衫」、裏地がないものを「單衫」と呼んだ。

二行目第三字を李梅田は「襖」、報告と新出は「梳」に作るが、右側の旁は「介」の隸書體であり、「衿」が正しい。「衿」は『說文』衣部に「衿、柘也」とあり、衣のえりをひらいたさまをいう。一方、『廣韻』誡は「衿、布衣幅也」、『玉篇』衣部は「衿……衣裾也」といい、衣の縁ないし裾と解釋する。ここでは、衫の裾を赤い紋様で飾つたさまをいうのであろう。

4 紫綃披衫

黃綃衿一

(M二・二四七 報告八二一三 六角形)

紫色のうすぎぬの着物で、黄色い裾をつけたものが一着。

「綃」は『説文』糸部「綃、生絲也」の段玉裁注に「生絲也、一曰繪名」というように生糸あるいは繪の類を指す。一方、『禮記』玉藻「君子狐青裘豹褭、玄綃衣以裼之」の鄭玄注に「君子、大夫士也。綃、綺屬也」とあり、「綃」はあやぎぬの一種だという。また、曹植「洛神賦」(『文選』卷十九)「曳綃縞之輕裾」の李善注に「綃、輕縞也」、呂向注に「綃、薄縞也」とあり、うすぎぬと解釋する。『三國志』魏書・武帝紀「諡曰武王、二月丁卯、葬高陵」の裴松之注に引く『曹瞞傳』に曹操自身のことを評して「被服輕綃、身自佩小鞶囊、以盛手巾細物、時或冠帽以見賓客」と述べている。

「披衫」については唐代以降の文獻に用例が多くみられる。前蜀・馬鑑『續事始』衫(『說郛』卷十)は唐の劉孝孫『二儀實錄』を引いて「古者女子衣與裳連、狀如披衫、而制之短長與裙相似、秦始皇方令短作衫子」と述べ、古代の上下がつけられた長い着物を「披衫」のようだと評している。また同書・披衫では、やはり『二儀實錄』を引いて「披衫爲制、蓋從榆翟而來、但取其紅紫一色、而無花綵、長與身齊、大袖、下其領、即暑月之服」と述べ、「披衫」は「榆翟」に由来するもので、色は紅紫のみ、紋様はなく、長さは身長ほど、大袖の着物で暑月の服だと説明する。

「衿」字について、李梅田は「襟」とし、報告は右側の旁を「不」に作るが、「衿」が正しい。「衿」は衣の裾であり、ここでは衫の裾を黄色いうすぎぬで縁どりして飾ったのであろう。

5 丹綃襦

(M二・三三〇 報告八七四 六角形)

赤色のうすぎぬでつくった、肌着が一着。

「綃」はうすぎぬ。石牌M二・二四七「紫綃披衫」参照。

「襦」は肌着をいう。『方言』卷四に「汗襦……陳魏宋楚之間、謂之襦襦、或謂之禪襦」とあり、郭璞注に「今或呼衫爲單襦」とある。「襦」は「禪襦」とも稱し、「衫」に似たものであつたらしい。「襦」は『釋名』釋衣服に「襦、如襦而無絮也」とあるように、襦に似て綿が入っていないものをいう。畢沅注は「禪則無裏、安得有絮、不必言無絮矣、禪當爲袷」と述べ、その實態はあわせの着物だと指摘する。一方、尹灣漢墓の「君兄衣物疏」には「青綺複襦」「練單襦」があり(連雲港市博物館ほか一九九七)、材質の異なる「複襦」と「單襦」があつたことが知られる。

6 白練單衫二

(M二・二九一 報告八四一 六角形)

白色のねりぎぬでつくったひとえの肌着が二着。

「練」はねりぎぬ。『説文』糸部に「練、凍繪也」とある。李梅田は「白練」が屍にさせる装束をはじめ喪葬に用いられる例が多いことに注目し、唐・杜祐『通典』大喪初崩及山陵制が晉制について述べた「奠祭之具及器藏物、皆覆以白練」を引用している。また、同書・天子弔大臣服議は晉の摯虞の説を引いて「凡使弔祭、同姓者、素冠幘、白練深衣、器用皆素」といい、弔祭に白練の深衣(上下がつながった着物)を用いるとする。

「單」はひとえ、「衫」は衣服、とくに袖の短い肌着をいう(前掲石牌3、M二・三〇五「長命綺複衫」参照)。次の石牌「白練單君一」

と上下セットをなすものであろう。

なお、西朱村石牌に「白緋練構／衫一□」（選注2、M111287）および「白緋練複衫一」（選注3、M11450）がある。

7 白練單裙一

（M11103 報告八114 六角形）

白色のねりぎぬでつくったひとえの裙が一着。

「裙」は「袴」に同じ。『説文』中部に「裙、下裳也」とあるように、下半身にまとう裳のことである。股のわかれていない、スカート状のもので、男女ともに着用した。『釋名』釋衣服に「裙、下裳也。裙、羣也、聯接羣幅也」とあり、複数のきれを聯接して縫いあわせたものだという（林1976：131～14頁）。

「單裙（裙）」はひとえの裳をいう。崔鴻『十六國春秋』後趙錄（『太平御覽』服章部所引）に「孟卓、字君偉、少脩苦之志、着單裙十年不換」とある。

「白練裙（裙）」については『隋書』禮儀志・衣冠が記す隋の制度に「黒介幘、白紗單衣、烏皮履、拜陵則服之。白紗帽、白練裙襦、烏皮履、視朝・聽訟及宴見賓客、皆服之。白幘、白紗單衣、烏皮履、舉哀則服之」と規定されている。

8 絳白複裙一

（M11290 報告八314 六角形）

赤色と白色をあわせた裙が一着。

「複裙」は裏地のある裙（裙）。晉の皇太子の禮を記した『東宮舊事』（『初學記』器物部・裙所引）に「皇太子納妃有絳紗複裙、絳碧結綾複裙、丹碧紗紋雙裙、紫碧紗文雙裙」などがあり、高貴な女性が

身に着ける各種の「複裙」や「雙裙」を列挙している。

石牌末尾の數字を報告と李梅田は「一」、新出は「二」と讀む。「一」字の上の横劃は判然とせず、ここでは前者にしたがう。

9 絳文複袴一

（M11335 聯會用品類27 六角形）

赤い文様のあわせの袴が一着。

「絳」は赤、深紅。「絳袴」については『續漢書』輿服志下・長冠に「絳緣領袖爲中衣、絳袴、示其赤心奉神也」があり、同・后夫人服には「宗廟以下、祠祀皆冠長冠、皁繪袍單衣、絳緣領袖中衣、絳袴、五郊各從其色焉」とある。また、「絳文」については『語林』（『太平御覽』居處部・廁所引）に「劉寔詣石崇、如廁、見有絳文帳・茵褥甚麗、兩婢持錦囊」とある。

「袴」は『釋名』釋衣服に「袴、跨也、兩股各跨別也」とあり、股がわかれたズボン状のものをいう。また、「袴」は「袴」に同じで、『説文』糸部は「袴、脛衣也」と述べている。

西朱村石牌には「白緋練袴一」（選注7、M11445）がある。

10 丹文直領一、 白綺裙自副

（M11330 報告八912 六角形）

赤い紋様をもつ直領が一着、それに白色のあやぎぬでつくった裙をとともなう。

「丹文」は赤い紋様。『禮記』郊特性に「繡黼丹朱中衣、大夫之僭禮也」とあり、鄭玄注はこれを「言此皆諸侯之禮也」とした上で「繡黼丹朱、以爲中衣領緣也」と述べ、えりに丹朱色のぬいとりを

加えたものが諸侯の内衣だという。

「直領」は、直線的なえりをもつ着物。『釋名』釋衣服に「直領、邪直而交下、亦如丈夫服袍方也」とあり、斜めに垂下したえりが下方で交わり、四角いえりをもつ袍に似ているという。『後漢書』儒林列傳の「建武五年、乃修起太學……服方領習矩步者、委它乎其中」の注に「方領、直領也」とあり、直領に似た方領は儒家の着衣であったらしい〔林一九七六・三頁〕。

「白綺」については『漢書』敘傳「數年、金華之業絕、出與王・許子弟爲羣、在於綺繡紈綺之間、非其好也」の顔師古注に「晉灼曰、白綺之繡、冰紈之綺也。師古曰、紈、素也。綺、今細綾也。竝貴戚子弟之服」とあり、白いあやぎぬの繡と白いねりぎぬの袴は貴族の子弟の象徴とされた。

なお、江蘇省連雲港市の尹灣二號漢墓から出土した衣物疏木牘には「霜綺直領一領」「帛霜裙一」「霜散合裙一」などの記載がある〔連雲港市博物館ほか一九九七〕。

11 紫臂構一具

(M二・二九二 報告八四一―二 六角形)

紫色の臂構(ゆごて)が一具。

「臂構」は「臂構」ともいう。『後漢書』明德馬皇后傳「倉頭衣緣構、領袖正白」の李賢注に「構、臂衣、今之臂構、以縛左右手、於事便也」とあるように、「構」は「臂衣」すなわち「臂構」であり、左右の手(袂)を縛って作業しやすくするものをいう。また「臂構」はとくに構(ゆごて)を指し、弓を射る際に左の臂に装着する。第四字の數を報告と李梅田は「一」、新出は「二」と讀む。上の横劃には削って修正した痕跡があり、前者にしたがう。

(二) 履物

12 白練絀一量

(M二・三三二 聯會用品類三二 六角形)

白いねりぎぬのたび一組。

「絀」は足衣、たび。『淮南子』説林訓に「鈞之縞也、一端以爲冠、一端以爲絀、冠則戴致之、絀則踞履之」とある。『集韻』卷九は「鞮、勿發切、説文、足衣也、或从革、从衣、从皮、亦作鞮・絀・絀・絀・絀」と説明する。すなわち「鞮」は『説文』韋部に「足衣也」とあり、また「鞮・鞮・鞮・鞮・絀・絀・絀・絀」に作るという。

「一量」は一對の意。晉・葛洪『抱朴子』内篇に「赤玉舄一量」があり、『宋書』禮志に「朝服一具、冠幘各一、絳緋袍・皁緣中單・衣領袖各一領、革帶袷袴各一、舄・絀各一量、簪導餉自副」とある。

(三) 頭飾

13 竹簪五千枚

(M二・二九五 報告八五一―一 六角形)

竹製の簪が五千本。

「簪」はかんざし。『説文』竹部に「筭、簪也」とある。これについて『禮記』内則「櫛縱筭總衣紳」の鄭玄注に「筭、今簪也」、『儀禮』士昏禮「姆纒筭宵衣在其右」の鄭玄注に「筭、今時簪也」とあることから、筭は古語であり、後漢代には簪の語が用いられたことがわかる〔林一九七六・八三―八四頁〕。

李梅田は『儀禮』士喪禮「髻筭用桑、長四寸、纓中」の鄭玄注に「桑之爲言喪也、用爲筭、取其名也、長四寸、不冠故也」とあり、また武威磨嘴子四八號墓・六二號墓の女性遺體の髻に竹簪各一本が

挿入されていたこと〔甘肅省博物館一九七二〕、長沙馬王堆一號墓からも數本の簪が出土していること〔湖南省博物館ほか一九七三〕に着目し、石牌の「竹簪五千枚」は被葬者の髪をまとめるのに用いた簪と解釋する。

閻焯〔二〇三二〕は「竹簪」は漢魏の時代に流行した「簪筆」であり、墓主が文字に精通し、書寫に長じていたことを示唆するもので、装身具の簪ではないという。しかし、「竹簪」が「簪筆」であることを石牌の記載から確定することは困難であり、ここではその文字が記すとおり頭飾としての簪と理解しておく。

14 鍔菜園一

(M二・二九七 報告八五―三 六角形)

髪をおおう蔓華紋様の飾り布が一枚。

報告は第一字を「鍔」に作り「鍔」に同じとする。しかし「鍔」と「鍔(鍔)」は別字。第一字右側の旁は後漢中平二年(二八五)曹全碑碑陰にみる「舅(曼)」字と近似し〔永田一九九四・二二六〕、「鍔(鍔)」と讀むのが正しい。しかし「鍔(鍔)」は壁塗用のこと、あるいは戟の一種を指し、意味が通じない。「鍔」は「縵」に通じ、『説文』糸部に「縵、繪無文也」というように無紋のきぬを指した可能性がある。あるいは「縵」は「幔」であり、『説文』巾部に「幘、幔也」というように、覆布を意味するのかもしれない。

「菜」は草の名。『説文』艸部に「菜、蔓華也」とあり、『玉篇』艸部に「菜……藜草也」とある。藜(アカザ)の類。

「園」は髪を包む布のことで、「幘」「箇」に同じ〔林一九七六・七九―八〇頁〕。『説文』巾部に「幘、婦人首飾」とあり、『釋名』釋首飾に「箇、恢也、恢廓覆髮上也」とあるように、婦人の髪飾の一種

で、髪の上をゆったりと覆うものという。『儀禮』士冠禮「緇布冠、缺項」の鄭玄注に「今未冠笄者著卷幘、頰象之所生也、滕薛名園爲頰」とあり、『續漢書』輿服志下・后夫人服には「太皇太后・皇太后入廟服……簪以瑇瑁爲擗、長一尺、端爲華勝、上爲鳳皇爵、以翡翠爲毛羽、下有白珠、垂黃金鐻。左右一橫簪之、以安園結」とある。

「鍔(鍔)菜園」が全體として意味するところは明確でないものの、冠下ないし頭髪に着ける飾りのようなものと推測される。

なお、末尾の數字を報告と李梅田は「一」、新出は「二」と讀む。上の横劃は削って修正した痕跡があり、前者にしたがう。

(四) 佩飾・装身具

15 珪一

(M二・三四一 曹操高陵管理委員會網站¹⁾ 六角形)

玉圭が一つ。

「珪」は「圭」に同じで、上端がとがった玉器をいう。『白虎通』文質は「何謂五瑞、謂珪・璧・琮・璜・璋也」と珪が瑞玉の一種であることを述べ、その形状について「上兌陽也、下方陰也」と上が銳利なのは陽を、下が方形なのは陰を象徴すると説明している。

曹操高陵からは石圭一點(M二・三三三)が出土している。

16 璧四

(M二・三二六 聯會用品類一四 六角形)

璧が四枚。

報告は第一字を「辟」とするが、寫真により「璧」に改める。「璧」は『説文』玉部に「璧、瑞玉圓也」といい、中央に圓孔をもつ圓盤狀の玉器である。『爾雅』釋器の「肉倍好謂之璧、好倍肉

謂之瑗、肉好若一謂之環」によれば「好(孔)」が小さいものから順に「璧」「環」「瑗」の名稱があった。ただし、実際には孔の大小にかかわらず「璧」と總稱することが多い(林一九九九・七三〜七四頁)。曹操高陵からは大きさの異なる石璧三點(M二二・八七・一〇五・三〇〇)が出土している。また、西朱村一號墓石牌には「璧一、柙自副」(選注46、M二二・三三三)と「石璧三、柙自副」(選注47、M二二・二一四)があり、収納用の柙をとまなっている。

(五) 織物

17 絨二幅一

(M二二・九八 報告八一―三 六角形)

二幅の綾織物が一枚。

報告は第一字を「絨」に作るが、「絨」が正しい。「絨」は『説文』糸部に「絨、采彰也」とあり、あや(綾織物)をいう。

「幅」は『漢書』食貨志に「布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲匹」というように、二尺二寸の廣さの布を指す。江西省南昌で發掘された吳の高榮墓の遺策に記された副葬品には「故帛布二編(幅)二枚」がある(江西省歴史博物館一九八〇)。

石牌の「絨二幅一」は「二幅」すなわち廣さ四尺四寸の「絨」が一枚、という意味であろう。なお、末尾の數字は「二」を修正して「一」としている。

18 絨手巾一

(M二二・三六二 報告九〇―三 六角形)

綾織物の手ぬぐいが一枚。

報告は第一字を「絨」に作り、王子今(二〇二二a)は字義からそ

れが外來の品であった可能性を指摘する。しかし、この字は「絨」が正しい。前掲石牌17、「絨二幅一」(M二二・九八)の解説のとおり「絨」はあや(綾織物)をいう。

「手巾」については『説文』巾部に「巾、佩巾也」とあり、腰にぶら下げる手ぬぐいをいう。『三國志』魏書・武帝紀「二月丁卯、葬高陵」の裴松之注に引く『曹瞞傳』に「太祖……被服輕綃、身自佩小鞶囊、以盛手巾細物、時或冠帽以見賓客」とあり、曹操は小鞶囊に手巾など細々としたものをに入れて携帯したという。また、吳の高榮墓出土の遺策には「故帛布手巾三枚」が副葬されたことが記されていた(江西省歴史博物館一九八〇)。

西朱村一號墓石牌に「白絨手巾一」(選注51、M二二・三二九)があり、これも「白絨手巾一」と解釋するのが妥當である。

二、什器

(一) 案・机

19 木墨斂二合、八寸机一

(M二二・一〇四 報告八一―一 六角形)

木胎に黒漆を塗った蓋付きの小箱二組と、それをのせた八寸のつくえが一つ。

李梅田は「木墨斂」は墨盒、「八寸机」は書案上で用いる文房具とするものの、文房具に限定することはできない。

「斂」は「斂」の省字であろう。「斂」は「匱」「奩」に同じで、鏡や香などをいれる小箱。『説文』竹部に「斂、鏡斂也」、『廣韻』下平聲に「匱、盛香器也、又鏡匱也、俗作奩。斂、上同」とある。

馬王堆一號墓遣策の「九子曾（層）檢（匱）一合」（簡二三〇）と「五子檢（匱）一合」（簡三三二）は化粧箱、「布繪檢（匱）一中有鏡」（簡三三三）は鏡箱と考えられる（湖南省博物館ほか一九七三）。

「机」はつくえ、「几」に同じ。「玉篇」几部に「几……案也、亦作机」とある。本石牌と似た大きさの机に西朱村一號墓石牌「墨漆畫辟方七寸机一、高五寸」（選注61、M二二八九）と「廣八寸長〇〇／高七寸墨漆／畫單慮机一枚」（選注62、M二二七九）がある。

20 書案一

（M二二三八 報告八八一四 六角形）
書案が一點。

「書案」は文机、ふづくえ。『南史』垣榮祖傳に「帝嘗以書案下安鼻爲楯、以鐵爲書鎮如意」とある。唐詩では韓愈「寄崔二十六立之」（『昌黎先生集』卷五）に「敦敦凭書案、譬彼鳥黏繭」、白居易「偶眠」（『白氏文集』卷五五）に「放盃書案上、枕臂火爐前」とある。

また、本石牌に關連するものとして、曹操「上雜物疏」（『北堂書鈔』服飾部二）に「御物有純銀參鏤帶漆畫書案一枚」が記され、西朱村一號墓石牌に「墨漆書案一」（選注16、M二二四四）がある。

（二）帳・屏風

21 廣四尺長五尺絳

絹斗帳一具、構

自副

（M二二三八 報告八七一三 六角形）
幅四尺、長五尺の赤色の絹でできた斗帳一具で、骨組をとまなう。「斗帳」は小型の帳で、その頂部が覆斗形を呈するものをいう。

『釋名』釋牀帳は「帳、張也。張施於牀上也。小帳曰斗帳、形如覆斗也」と説明している。報告によれば、曹操高陵の墓室に用いられた樽の規格は長さ四八・〇×幅二四・〇×厚さ一二・〇cmで、一尺〓二四・〇cmを基準として嚴密に設計されていた可能性が高い。この尺度をもとに計算すると、石牌に記された斗帳の幅は四尺〓九六・〇cm、長さは五尺〓一二〇・〇cmである。

「構」は帳の骨組。西朱村一號墓石牌に「斗帳構」（選注66、M二二六八）がある。骨組の金屬の部材は「帳鏤」と稱され、『西京雜記』卷六は廣川王劉去が發掘した哀王冢について「得石牀方七尺・石屏風・銅帳鏤一具、或在牀上、或在地下、似是帳麩朽而銅鏤墮落」と述べ、『宋書』禮志五は「帳鏤不得作五花及豎筍形」と記している。

實物資料では、北京の故宮博物院に「景初元年五月十日中尙方造長一丈廣六尺澤漆平坐帳上廣構銅重二斤十兩」銘の青銅帳構があり、曹魏の官營工房で製作されたことが知られる（董二〇〇二）。この平坐帳は長一丈、廣六尺で石牌の斗帳よりひとまわり大きく、『釋名』が小帳を斗帳というのに對應している。

22 三尺五寸兩葉

畫屏風一

（M二二三一九 報告八七一三 六角形）
大きさ三尺五寸で、紋様を描いた二曲の屏風が一つ。

「葉」は平たく薄いものを數える量詞。

「屏風」は『釋名』釋牀帳に「屏風、言可以屏障風也」とあるように、風をさえぎるための道具。前項にあげた『西京雜記』卷六に「石牀方七尺・石屏風・銅帳鏤一具」とあるように、屏風はしばしば牀帳と組み合わせて用いられた。

石牌が記載する屏風の大きさは三尺五寸〃八四・〇cmである。湖南長沙馬王堆一號墓の遺策(簡二一七)に「木五菜(彩)畫并(屏)風一長五尺高三尺」があり、三號墓の遺策(簡二七四)もほぼ同内容である。兩墓の北藏椁から實際に出土した彩繪屏風の板の大きさは一號墓例が長七二×高五八cm、三號墓例が長九〇・五×高六〇・五cmで、記載よりやや小さかった(湖南省博物館はか一九七三・二〇〇四)。

23 一尺五寸兩葉

絳緣鐔屏風一

(M二・三二九 報告八九一 六角形)

大きさと一尺五寸、赤色の緣飾をもつ二曲の屏風が一つである。

報告は二行目第三字を「鐔」と讀み「鐔」に同じとするが、「鐔」と「鐔」は別字で、石牌の字形は「鐔(鐔)」である。曹操高陵石牌ではM二・二九五「鐔萊園二」の用例がある。

「鐔」は「幔」に通じる。『孟子』滕文公下に「有人於此、毀瓦畫墁、其志將以求食也、則子食之乎」とあるように牆壁の飾りをいうから、石牌の銘文は屏風の壁面を裝飾したことを述べた可能性がある。あるいは「鐔」は「幔」に通じ、『釋名』釋牀帳に「幔、漫也。漫漫、相連綴之言也」とあるように、屏風の緣飾が連なっているさまを述べたのかもしれない。

大きさと一尺五寸〃三六・〇cmの小型の屏風である。

(三) 敷物・寝具

24 墨畫零牀・薦・

萃蕝簟一具

(M二・二九四 報告八四一四 六角形)

墨で紋様を描いた零(靈)牀およびその上の敷物とむしろが一組。一行目第四字を報告・李梅田・新出はいずれも「狀」とするものの、本来の字は「牀」であった可能性がある。西晉・陸雲「與兄平原書」(『陸士龍文集』卷八)に「一日案行、并視曹公器物牀薦席具寒夏被七枚」とある。

「零」は草が枯れるさま。『楚辭』離騷に「惟草木之零落兮、恐美人之遲暮」とある。ただし、漢代の碑刻では「靈」のかわりに「零」と記した例を散見する。山東省蒼山縣城前村出土の元嘉元年(二五二)畫像石題記に「魂零有知」、東阿縣出土の永興二年(二五四)薨他君石祠堂題記に「冀二親魂零有所依止」とあり、いずれも「魂零」は「魂靈」のことである(永田一九九四・六八・七二)。したがって「零牀」は「靈牀」を意味した可能性がある。「靈牀」は遺體を安置する牀をいう。『後漢書』張奐傳が記載する張奐の遺命に「幸有前窀、朝殯夕下、措屍靈牀、幅巾而已」とあり、『世說新語』傷逝に「哭畢、向靈牀曰、卿常好我作驢鳴、今我爲卿作」とある。「薦」はしきものをいう。『釋名』釋牀帳に「薦、所以自薦藉也。蒲平、以蒲作之、其體平也」とある。

「萃」はアシ・ガマの類、「蕝」は細いガマをいい、「萃蕝簟」はガマで編んだむしろを指す。『說文』艸部に「蕝、蒲子、可以爲平席」とあり、段玉裁注に「蒲子者、蒲之少者也」という。

「簟」はむしろ。『釋名』釋牀帳に「簟、覃也、布之覃覃然平正也」とある。李梅田(二八六頁)は「簟」を葬具と解釋する。すな

わち、『後漢書』趙岐傳によれば趙岐は自身の子に薄葬を遺言して「我死之日、墓中聚沙爲牀、布簟白衣、散髮其上、覆以單被、即日便下、下訖便掩」と述べている。また、『續漢書』禮義志下・大喪には「以木爲重、高九尺、廣容八歷、裹以葦席。巾門・喪帳皆以簟」とあるように、喪葬の具にはしばしば「簟」が用いられた。

25 渠枕

(M二・二九八 報告八五―四 六角形)

みぞのある枕が一つ。

報告によれば、曹操高陵から盗掘され、のちに現地の警察が回収した副葬品のなかに石製の枕があり、上面にくぼみをもつことから、それが「渠枕」にあたると考えられている。この石枕の底面には、「魏武王常用慰項石」の刻銘があった。

なお、王子今(二〇二二b)は「渠」が「車渠、西國重寶」を指した可能性は排除できなかつつ、「渠枕」は西南夷の「渠國」に由来する枕と推定している。

26 絳杯文綺

四幅被一

(M二・三三六 聯會用品類二〇 六角形)

杯紋をあしらった赤色のあやぎぬでできた、四幅の寝衣が一枚。

報告は「絳標(杯)文綺四幅被一」と釋讀する。李梅田は「絳標文綺四幅被一」とした上で「被」を「被褥」と解釋し、殯の前に牀上で用いたものとみる。しかし、寫眞により確認すると、第二字は隸書「杯」の異體字と考えられ、「絳杯文綺四幅被一」が正しい。「綺」はあやぎぬ。『說文』糸部に「綺、文繪也」とある。

「杯文」はさかずきの紋様。『釋名』釋采帛に「綺、歆也。其文歆邪、不順經緯之縱橫也。有杯文、形似杯也」とあり、斜めの紋様を織りあらわした「綺」に耳杯に似た紋様をあらわしたものだといふ。林巳奈夫(一九七六・一七頁)は「大きい菱形の兩側に小さい菱形を組合せた形を基本形とする紋様單位を織り出したもの」とする。また『東宮舊事』には「皇太子納妃……丹羅杯文長命綺襦一」「長命杯文綺袴」(『太平御覽』皇親部・太子妃所引)がある。

「幅」は『漢書』食貨志に「布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲匹」というように、布帛の廣さ二尺二寸をいう。四幅は八尺八寸。

「被」は寝衣をいう。『說文』衣部に「被、寝衣、長一身有半」、『釋名』釋衣服に「被、被也、被覆人也」とあり、人が寝るときに身體にかぶせるもので、身長の一・五倍の長さだといふ。

27 黃綺披丹

綺緣一

(M二・三三二 聯會用品類一九 六角形)

黄色のあやぎぬでできた寝衣に、赤いあやぎぬの縁飾りがついたものが一枚。

李梅田は「黃綺披丹綺緣」と釋讀し、先の石牌と同様に殯の前に牀上で用いたものとする。寫眞を確認すると「黃綺披丹綺緣一」であり、報告の釋讀が正しい。ただし、「披」は「被」に通じるから、先の石牌26と同様に寝衣の類と解釋しておく。

(四) 衣枷

28 墨畫衣枷一

(M二・二四五 報告八二―二 六角形)

墨で紋様を描いた衣枷(衣桁)が一つ。

「衣枷」は「衣架」に同じで、衣桁のこと。『説文』木部に「柎、衣架也」とあり、『禮記』曲禮上に「男女不雜坐、不同柎枷」、同・内則にも「男女不同柎枷」とある。西朱村一號墓石牌には「高五尺長六尺墨/函畫衣枷二枚」(選注74、M二・四六二) および「高四尺長三尺墨/漆畫衣枷二枚」(選注75、M二・三六二)がある。

(五) 函

29 墨廉薑函一

(M二・三六六 報告九〇一四 六角形)

墨で廉薑を描いた函が一つ。

「廉薑」はショウガ・ハジカミの類。『儀禮』既夕禮「茵著、用荼、實綏澤焉」の鄭玄注に「綏、廉薑也」とあり「綏」に通じる。明の李時珍『本草綱目』草之三・芳草類・廉薑の集解は「弘景曰、杜若苗似廉薑。藏器曰、廉薑似薑、生嶺南・劍南、人多食之。時珍曰、按異物志云、生沙石中、似薑、大如螺、氣猛近於臭。南人以爲齋。其法削皮、以黑梅及鹽汁漬之、乃成也。又鄭樵云、廉薑似山薑而根大」と整理し、その氣味は「辛、熱、無毒」だという。

『後漢書』方術列傳・左慈傳には「操又謂曰、既已得魚、恨無蜀中生薑耳」とあり、曹操の宴席に招かれたときに左慈は吳松江の鱸魚を銅盤中から釣りあげ、さらに蜀に産出する「生薑」をも曹操の要求どおりに差し出したという。

(六) 鏡・化粧道具

30 鏡臺一

(M二・二九〇 報告八六一 六角形)

鏡臺が一つ。

「鏡臺」は鏡を置く臺。『世說新語』假譎には、晉の温嶠が後妻を娶るため從姑の劉氏に「玉鏡臺一枚」を贈った話があり、「玉鏡臺、是公爲劉越石長史、北征劉聰所得」とその由来を述べている。

漢魏の鏡臺はU字形の鏡托を支柱と臺座が受けるものが一般的である。史料上では曹操「上雜物疏」(『初學記』器物部・鏡臺所引)に「鏡臺出魏宮中、有純銀參帶鏡臺一、純銀七子貴人公主鏡臺四」がある。また、西朱村一號墓石牌に「淳金銀解間/塗帶鏡臺一、/丹縑沓自副」(選注105、M二・三二〇)がある。

31 胡粉二斤

(M二・三〇一 新出二三頁上 六角形)

胡粉が二斤。

「胡粉」はおしろい。『釋名』釋首飾に「胡粉、胡、餽也、脂和以塗面也」とあり、「胡」は「餽」(かゆ)の意味で、「脂」と混ぜて顔に塗るのだという。「粉」は精白した穀物の粉、「脂」は滑石の粉であり、それらを混ぜたものとされる(林一九七六・八九頁)。

(七) 衛生器具

32 木墨行清一

(M二・二九一 報告八一 六角形)

黒色を塗った木製の便器が一つ。

報告は末尾の「一」を讀まない。寫真圖版により補う。

「木墨」は同時代の用例がないものの、墨で黒く塗った木製品、あるいは黒漆塗の木製品のことか。西朱村一號墓の石牌には「墨漆」が多用されるのに對し、曹操高陵の石牌にはそれが無い。

「行清」は廁のこと。『漢書』萬石君石奮傳「取親中冓廁」の顏師古注に「孟康曰、廁、行清。諭、中受糞函者也」とあるが、ここでは便器をいうのであろう。西朱村一號墓石牌には「墨漆行清一、丹縑囊自副」(選注14、M1・265)がある。考古資料の實例として、浙江省安吉五福楚墓の木槨外から出土した黒漆塗の木製便器がある(浙江省文物考古研究所ほか二〇〇七)。

33 沐具一具

(M2・248 報告八二一四 六角形)
髪を洗う道具一式。

「沐」は髪を洗うこと。『說文』水部に「沐、濯髮也」とある。

「沐具」は洗髪 of 道具。『淮南子』説林訓に「湯沐具而蟻虱相吊、大廈成而燕雀相賀、憂樂別也」とある。また、『漢官儀』に「五日一假、洗沐、亦曰休沐、又潤澤之意」、『初學記』政理部・假に「漢律、吏五日得一下沐、言休息以洗沐也」というように、漢制によれば官吏は五日ごとに沐浴のための休暇が認められた。

34 香囊卅雙

(M2・296 報告八一二 六角形)

香囊が三十組。

「香囊」は香をいれるふくろ。『晉書』劉寔傳に「嘗詣石崇家、如廁、見有絳紋帳、裊褥甚麗、兩婢持香囊」とあり、また同・謝玄傳に「玄少好佩紫羅香囊」と記される。また、西朱村一號墓石牌には「白珠落香囊一／具、玦廁自副」(選注15、M2・228)がある。

なお、本石牌の香囊の單位は「雙」であり、二つセットになったものが三十組である。

35 漆唾壺一

(M2・320 新出一五頁上 六角形)

漆塗りの唾壺が一つ。

「唾壺」は痰壺。『後漢書』孝獻帝紀「初令侍中・給事黃門侍郎員各六人」の注に引く『漢官儀』に「武帝時、孔安國爲侍中、以其儒者、特聽掌御唾壺、朝廷榮之」とあり、また『孔叢子』與子琳書に「獨得掌御唾壺、朝廷之士莫不榮之」と記される。

西朱村一號墓石牌には「一合墨漆畫／銀帶唾壺一／□□□自副」(選注12、M1・338)があり、曹操「上雜物疏」(『太平御覽』服用部五・唾壺)には「御雜物用、有純金唾壺一枚、漆圓唾壺四枚、貴人有純銀參帶唾壺三十枚」がある。

(八) 文房具

36 墨表赤裏

書水椀一

(M2・299 報告八六一二 六角形)

外面を黒色、内面を朱色で塗った、墨筆用の水を入れる椀が一つ。

「墨表赤裏」は外側を黒色、内側を朱色で塗った漆器であろう。

「書水椀」について、『藝文類聚』雜器物部に引く「秦嘉妻與嘉書」に「分奉金錯椀一枚可以盛書水、琉璃椀一枚可以服藥酒」とある。また「書水」については、後漢の翻譯とされる失譯『分別功德論』卷四に「以須彌爲硯子、四大海水爲書水、以四天下竹木爲筆、滿中人爲書師」と記される。

37 墨研一

(M2・360 報告九〇一 六角形)

墨を磨る硯が一つ。
報告は「研」に作るが、意味が通じない。「研」の異體字であるう。

「研」は「硯」に通じる。『釋名』釋書契に「硯、研也、研墨使和濡也」とあり、硯とは研であり、墨を研磨して調合するためのものだという。曹操高陵からは長方形の陶硯一點（M二二七四）が出土しており、石碑の記載と對應する。長さ一六・六cm、幅七・二～七・四cmで、三方に立ちあがりをもつ板状の硯である。

湖北省江陵鳳凰山一六八號漢墓では圓盤状の硯と磨石がセットで出土し、墨を磨りつぶしたものと考えられる（鐘一九七五）。また、山東省青島の土山屯一四七號漢墓では、棺内に副葬された竹筒内から、漆塗の盒状容器におさめられた方形板石硯と上圓下方の磨石が出土し、共伴する木牘「堂邑令劉君衣物名」に「板研一」と記されていた（青島市文物保護考古研究所ほか二〇一九）。

38 刀尺一具

（M二二三〇二 報告八六一三 六角形）

刀形の物差し、あるいは裁縫用のはさみと物差しが一组。

曹操高陵からは一般的な骨尺（M二二二四四）のほかに刀形に加工された「骨刀尺」（M二二三五〇）が出土しており、こうしたものを「刀尺」と稱した可能性がある。

一方、顔之推『顏氏家訓』風操篇に「男則用弓矢紙筆、女則刀尺鍼縷」とあるように「刀尺」が裁縫用のはさみと物差しのことをいうのであれば、女性被葬者にもなう副葬品と推定される。ただし、曹操高陵出土の骨尺および骨刀尺が、曹操自身の副葬品なのか、女性被葬者の副葬品なのかは明確でない。二〇一五年に發掘された敦

煌佛爺廟灣新店臺墓群Ⅲ一七號墓では、女性被葬者の棺内から骨尺が出土している（甘肅省文物考古研究所二〇二二）。はさみについては、南京象山の東晉升平三年（三五九）王丹虎墓（南京市文物保管委員會一九六五）をはじめとして、女性に多く副葬されることが明らかにされている（江二〇二二）。

三、飲食

（一）飲食物

39 黃豆二斗、

木軼机一

（M二二二九三 報告八四一三 六角形）

黃豆が二斗、木製の軼机が一つ。

報告は「二斗」と讀むが、字形にもとづき「二斗」に改める。

「黃豆」は唐代以前の文獻史料にほとんど用例がないものの、宋超（二〇一〇）や王子今（二〇一六）が指摘したように、後漢熹平二年（一七三）「張叔敬鎮墓文」陶瓶に「鉛人、持代死人、黃豆瓜子、死人持給地下賦」の朱書があり、死者に「黃豆」をもたせて地下の黃泉世界の賦税にあてたことが知られる。

「軼」は「輓」に通じる。『說文』車部に「輓、車軸縛也」とあり、『釋名』釋車に「屨、似人屨也。又曰伏兔、在軸上、似之也。又曰輓、輓、伏也、伏於軸上也」とある。車軸上に伏せて置く枕木で、車輿底面の軼との間にかませる部材が「伏兔」「輓」である。その形状は、車軸にあわせたアーチ形の割り形が下半にあり、あるいはこうした形状の木製机を「木軼机」と稱したのかもしれない。

(二) 飲食器

40 文藻豆、

囊二具

(M二・三三二 報告八八一 六角形)

彩色紋様のある豆(高坏)とその囊が二組。

報告は「文藻豆囊一具」とし、李梅田は「女藻豆・藥□具」と讀んで沐具・粧具に分類するが、寫真により釋讀は主として報告にしたがい、數字のみ「一」から「二」に改める。

「文藻」は一般に文章の才能をいう。ただし、「文」「藻」ともにあや、彩色紋様をいい、ここでは美しく飾りたてた状態のことか。

「藻豆」について、曹操「上雜物疏」(『太平御覽』服用部一九・奩に「純銀藻豆奩、純銀括樓奩」がある。

41 軒杆一

(M二・三〇七 新出三二頁下 六角形)

「軒杆」が一つ。

「軒杆」は不詳。

「杆」は水を飲む器、あるいは飯を盛る器。『春秋公羊傳』宣公十二年「莊王曰、古者杆不穿、皮不蠹、則不出於四方」の何休注に「杆、飲水器」とあり、『急就篇』に「杆、盛飯之器也、一曰齊人謂盤爲杆」とある。

42 漆漿臺一

(M二・二九六 報告八五二 六角形)

漆塗りの「漿臺」が一つ。

「漿」はこんず、おもゆ。『周禮』天官冢宰下・漿人に「漿人、掌

共王之六飲、水・漿・醴・涼・醫・醕、入于酒府」とある。また、

同書・酒正「辨四飲之物、一曰清、二曰醫、三曰漿、四曰醕」の鄭玄注は「漿、今之載漿也」と記しており、これは『說文』西部に「載、酢漿也」というように、酸味のある飲み物で、穀物の汁を乳酸発酵させたものとされる(林一九七五・六九頁)。

また、壺にいられた漿を「壺漿」といい、『孟子』梁惠王章句下に「簞食壺漿、以迎王師」とある。「漿臺」はこのような器にいられた「漿」を置くための臺を指した可能性がある。

43 五尺漆薄机一、

食單一

(M二・三〇六 報告八六一四 六角形)

大きさと五尺の漆塗りの薄机が一つ、食物を盛る單(簞)が一つ。

「薄机」は不詳。大きさは五尺 \parallel 二〇cmで、比較的大きい。

「食單」は「食簞」か。「簞」は竹で編んだ食器。『禮記』曲禮上「凡以弓劍苞苴簞筭問人者」の鄭玄注に「簞筭、盛飯食者、圓曰簞、方曰筭」とあり、食物を盛る圓形の竹器を「簞」と稱した。

また、竹器に盛った食物を「簞食」という。『春秋公羊傳』昭公二十五年に「高子執簞食與四脰脯、國子執壺漿、曰、吾寡君聞君在外、餽饗未就、敢致糗于從者」とあり、『孟子』梁惠王章句下に「簞食壺漿、以迎王師」とある。

44 □□槃一

(M二・三三七 報告八八一三 六角形)

槃が一つ。

報告は「□□槃一」と讀むが、寫真により「槃一」に改める。

「槩」は「盤」に同じ。石牌の上半を缺損するため、材質や用途は不明である。

四、武器

45 魏武王常用格帛大戟

(M二・五八・二三九 報告七九一三 圭形)

魏の武王が常に用いたという虎を撃つための大戟。

同じ銘文の石牌が二點あり、うち一點は完形に復元され、上部の圓孔に青銅の鎖が残存する。もう一點は上半を缺損している。

「魏武王」は曹操のこと。『三國志』魏書・武帝紀には、後漢末の建安十八年(二一三)に「五月丙申、天子使御史大夫郗慮持節策命公爲魏公曰……封君爲魏公」とあり、曹操は建安二十五年(二二〇)に逝去するまで魏公のままであった。ただし、同書に「二十五年春正月……庚子、王崩于洛陽、年六十六。……諡曰武王。二月丁卯、葬高陵」とあるように曹操は歿後に「武王」の諡を受けて高陵に葬られており、その墓から「武王」の石牌が出土することに矛盾はない。

「常用」は日頃から用いているものをいう。『三國志』吳書・周泰傳「其明日、遣使者授以御蓋」の裴松之注には『江表傳』を引いて「即敕以己常用御幘青練蓋賜之」とあり、孫權が自ら常用していた青練の御蓋を周泰に賜與したことを述べている。

「格」は撃つ。『説文』手部に「格、撃也」とある。『前漢紀』孝

元皇帝紀・建昭元年(前三八)に「上幸虎園闘獸、後宮昭儀等皆坐。熊逸出圈、攀檻、欲及上。左右貴人傳昭儀等皆驚走、馮婕妤直前當熊而立、左右捨殺熊」とあり、熊を「捨殺」したという。

「戟」は長柄の武器、ほこの一種で、刃が横にわかれたものをいう。『説文』戈部に「戟、有枝兵也」、『釋名』釋兵に「戟、格也、旁有枝格也」というように刃が枝状にわかれている。また「大戟」については『後漢書』袁紹劉表列傳に「紹在後十數里、聞瓚已破、發牽息馬、唯衛帳下強弩數十張、大戟士百許人」と記される。

47 魏武王常用格帛短矛

(M二・三八二 報告七九一二 圭形)

48 常用格帛短矛

(M二・一七六・一七七 報告七九一四 圭形)

魏の武王が常に用いたという虎を撃つための短い矛。

同じ銘文の石牌が三點あり、そのうち一點は完形、二點は上部を缺損する。前者のM二・三八二は上端の圓孔に銅の鎖が残存する。

「矛」はほこ。先端が尖った長柄の武器。『釋名』釋兵に「矛、冒也、亦下冒矜也」とあり、矛とは冒(冒)の意味であり、刃の下を矜(柄)にかぶせるのだという。實際に中國古代の矛は、おおむね基部がソケット状をなし、柄にかぶせて固定する構造である。「短矛」については『説文』金部に「鉞、短矛也」とあるものの、具體的な器物との對應關係は明確でない。

50 魏武王常所用格肅大刀

(遺物番號なし 聯合武器類二 圭形)

魏の武王が常に用いたという虎を撃つための大刀。

本石牌は、盜掘後に現地の警察が回収したものである〔河南省文物考古研究所二〇一〇〕。

「大刀」については『漢書』楊惲傳に「惲怒、持大刀」とあり、『晉書』劉曜載記には「安左手奮七尺大刀、右手執丈八蛇矛」とある。漢魏の「大刀」の具體的な長さの定義は明確でないものの、山東省蒼山縣發見の後漢永初六年（一一二）金錯鐵刀には「永初六年五月丙午造卅凍大刀吉羊宜子孫」の銘があり、鑄造の吉日である五月丙午の日に何度も精鍊してつくった「大刀」であることを述べている。この環頭大刀は全長一一五・五cm、おおよそ漢代の五尺に相當する〔劉ほか一九七四、楊一九八五〕。また、吳の高榮墓から出土した遺策には「大刀一枚」の記載があり、高榮と二夫人のものと推定される三つの棺から各一本の環頭大刀が出土した。高榮の棺に對應する刀がどれかは簡報に明記されていないものの、三本のうち全長がわかるものは一〇二cmであった〔江西省歷史博物館一九八〇〕。

51 □常所用長犀盾

(M二・九七二 報告七九一 圭形)

〔魏の武王が〕常に用いたという犀皮でつくった長い盾。

上部を缺損するが「魏武王常所用長犀盾」と復元できる。

「犀盾」について、『釋名』釋兵・盾に「以縫編板謂之木絡、以犀皮作之曰犀盾、以木作之曰木盾、皆因所用爲名也」とあり、犀の皮で作った盾を「犀盾」と稱した。一方、『韓非子』難二「趙簡子圍衛之郭郭、犀楯・犀櫓、立於矢石之所不及、鼓之而士不起」の王先

慎集解が「犀、堅也」と述べるように、堅固な盾とする解釋もある。

なお、盾の長さについては同じく『釋名』釋兵・盾のなかに「狹而長者曰步盾、步兵所持、與刀相配者也、狹而短者曰矛盾、車上所持也、矛小稱也」とあり、幅が狭く長いものが歩兵用の盾、幅が狭く短いものが車上用の盾とされた。

52 □大阿□

(M二・三五七 報告九一一 圭形)

大阿斧、あるいは太阿劍。

「大阿斧」については『詩』大雅・公劉「弓矢斯張、干戈戚揚」の疏に「太公六韜云、大阿斧重八斤、一名天鉞、是鉞大於斧也」とあり、天鉞の別名をもつ重さ八斤の斧だといふ。

一方、「太阿」は、楚王が歐冶子と干將につくらせた名劍。『史記』蘇秦列傳に「韓卒之劍戟皆出於冥山・棠谿・墨陽・合膊・鄧師・宛馮・龍淵・太阿」とあり、集解は『吳越春秋』を引いて「楚王召風胡子而告之曰、寡人聞吳有干將、越有歐冶、寡人欲因子請此二人作劍、可乎。風胡子曰、可。乃往見二人、作劍、一曰龍淵、二曰太阿」と述べている。また『史記』李斯列傳に記される秦王への上書に「今陛下致昆山之玉、有隨・和之寶、垂明月之珠、服太阿之劍、乘織離之馬、建翠鳳之旗、樹靈鼉之鼓、此數寶者、秦不生一焉」とあり、索隱は『越絕書』を引いて「楚王召歐冶子・干將作鐵劍三、一曰干將、二曰莫邪、三曰太阿也」と説明している。

53 魏□

搏□□

(M二・九七三 報告九一一 圭形)

54 □常所用
□榷二枚

(M二・五五 報告八〇一 圭形)

魏の武王が常に用いたという榷が二つ。

報告によれば、M二・九七三とM二・五五は同一個體と考えられるものの、中ほどを缺失し、両者は接合しない。報告はM二・九七三の二行目第一字を「狩」と読み、M二・五五の器物名を「錐」と推測する。これに對し、武家璧(M二・一〇)はM二・九七三の二行目第一字を「搏」とし、M二・五五の器物名を「榷」と推定した上で、銘文全體を「魏武王常所用搏虎大榷二枚」と復元する。殘劃から器物名は「榷」の可能性が高い。

「搏」は『廣雅』釋詁三に「搏……擊也」とあり、石牌の「捨」と同義。『孟子』盡心章句下は「晉人有馮婦者、善搏虎、卒爲善士」として虎退治で知られた晉の馮婦の逸話を紹介している。

「榷」は工具として用いられるほか、大型の鐵榷は武器とされた。『史記』魏公子列傳に「朱亥袖四十斤鐵榷、榷殺晉鄙、公子遂將晉鄙軍」とあり、戰國魏の晉鄙を朱亥が鐵榷で殺害したという。また、同書・留侯世家には「得力士、爲鐵榷重百二十斤。秦皇帝東游、良與客狙擊秦皇帝博浪沙中、誤中副車」と張良が鐵榷を得意とする力士を雇って始皇帝を暗殺しようとした話がある。そのほか、儀仗具として用いられた「榷斧」もあり、武家璧(M二・一〇)は本石牌の器物を儀仗具と解釋している。

55 魏 □

(M二・八六 報告八〇一 圭形)

魏の武王が常に用いた器物を記したものの。石牌上端の一部を除いて

て大部分を缺失しており、別の石牌片と接合する可能性がある。

五、儀禮

56 黃蜜金甘餅、
白蜜銀甘餅、
億已錢五萬

(M二・二八八 報告八三一 六角形)

57 黃蜜金甘餅、
白蜜銀甘餅、
億已錢五萬

(M二・三二七 寫真未見 六角形)

黃蜜の金餅二〇枚、白蜜の銀餅二〇枚、億已(祉)錢五萬枚。同じ銘文の石牌が二點出土している。

「黃蜜金」「白蜜銀」のふるい用例はないものの、それぞれ「黃金」「白銀」に對應する。「餅」は約一斤の金・銀を圓盤狀にしたものをいい、ここでは助數詞的に用いられる。史書には『後漢書』董卓列傳の注に引く『獻帝紀』に「(牛)輔帳下支胡赤兒等……自帶二十餘餅金、大白珠璣」、『後漢書』列女傳・樂羊子妻に「羊子嘗行路、得遺金一餅、還以與妻」とあり、また『三國志』魏書・三少帝紀の嘉平五年(二三三)八月齊王芳の詔に「賜銀千餅、絹千匹」と記される。

出土例では三八五枚の金餅が副葬されていた江西省南昌の海昏侯劉賀墓(江西省文物考古研究院ほか二〇二〇)をはじめ前漢代の例は多いものの、後漢以降の例は少ない。湖南常德の後漢博室墓から金餅

八枚と銀餅四六枚が出土し〔王二〇一三〕、後漢後期から三國時代とされる湖北襄陽の菜越一號墓〔襄樊市文物考古研究所二〇一三〕からは金餅・銀餅各一點が出土しているため、この石牌が記すとおり金餅・銀餅の實物が副葬された可能性は否定できない。

ただし、『晉書』山濤傳によれば武帝の大康四年（二八三）に山濤が歿した際、「詔賜東園祕器・朝服一具・衣一襲・錢五十萬・布百匹、以供喪事、策贈司徒、蜜印紫綬、侍中貂蟬、新香伯蜜印青朱綬、祭以太牢、諡曰康。將葬、賜錢四十萬・布百匹」と「蜜印」が賜與されている。また同・陶侃傳によれば陶侃が歿した際に成帝が詔を下して「今遣兼鴻臚追贈大司馬、假蜜章、祠以太牢」と「蜜章」が賜與されている。さらに同書・禮志中にも「武帝泰始四年、文明王皇后崩、將合葬、開崇陽陵、使太尉司馬望奉祭、進皇帝密（蜜）璽綬於便房神坐」と文明皇太后王氏を崇陽陵に合葬するにあたり「蜜（蜜）璽」を進呈している。これらは、いずれも死者のために用意した蜜蠟の印章をいう。晉代に散見するこれらの事例から推測すると、石牌の「黃蜜金甘餅、白蜜銀甘餅」もまた蜜蠟で製作した金餅・銀餅であった可能性があるだろう。

「億已錢」は用例がないものの『風俗通義』祀典・禋に「已者、社也、邪疾已去、祈分社也」とあるように、「已」は「社」に同じ。曹魏の阮籍「大人先生傳」（『漢魏六朝一百三家集』卷三十四・魏阮籍集）に「卜吉宅、慮乃億社。遠禍近福、永堅固已」とあり「億社」は多くの幸いをいう。つまり、石牌の「億已錢」は「億社錢」であり、多くの吉祥をもたらす錢、厭勝錢の類であろう。

58 玄三早緋

（M二・三三五 報告八九一四 六角形）

黒赤色のねりぎぬの幣帛が三枚。

「玄」は黒色、また赤黒い色をいう。『説文』玄部に「玄、幽遠也、黒而有赤色者爲玄」とあり、『詩』小雅・魚藻之什・何草不黃「何草不玄、何人不矜」の鄭箋に「玄、赤黒色」とある。

古代の天子や貴族の喪葬儀禮では、死者に馬と玄纁の幣帛が贈られ、それを「贈」と稱した。『儀禮』既夕禮に「公贈、玄纁束・馬兩」とあつて葬送の前日に國君から馬と幣帛が贈られ、また墓壙に柩をおさめた直後にも死者に「玄纁束」が贈られた（池田一九七六）。漢の劉向『説苑』脩文に「贈者何。喪事有贈者、蓋以乘馬束帛輿馬曰贈、貨財曰賻、水被曰襚、口實曰啗、玩好曰贈。知生者賻贈、知死者贈襚。贈襚所以送死也、賻贈所以佐生也。輿馬・束帛・貨財・衣被・玩好、其數奈何。曰、天子乘馬六匹、諸侯四匹、大夫三匹、元士二匹、下士一匹。天子束帛五匹、玄三纁二、各五十尺、諸侯玄三纁二、各三十尺、大夫玄一纁二、各三十尺」とあり、天子には「束帛五匹、玄三纁二」、諸侯には「玄三纁二」が贈られたという。

「玄三」は葬儀において死者に贈る黒色の幣帛。『禮記』雜記上に「魯人之贈也、三玄二纁、廣尺、長終幅」とある。『周禮』天官・染人「凡染、春暴練、夏纁玄、秋染夏、冬獻功」の鄭玄注に「玄纁者、天地之色、以爲祭服」とあり、「玄」の色は天を象徴した。『續漢書』禮儀志下・大喪に「贈幣、玄三纁二、各長尺二寸、廣充幅」とあるように、後漢皇帝の葬儀でも「玄三纁二」が贈られた。西朱村石牌にも「玄三纁二」（選注190、M二・一六四）がある。

「早緋」は「早緋」に同じで、黒赤色のねりぎぬ。「早」と「早」の関係については『釋名』釋綵帛に「皂、早也、日未出時、早起視物皆黒、此色如之也」とあり、「皂（早）」は「早」のことで、夜明け前の色だと説明しているように、黒色を意味する。「緋」は『説

文』糸部に「緋、帛赤色也」とあり、赤色のねりぎぬをいう。先にみたように、「玄」は赤黒色であるから、「玄三」の幣帛の色と素材を説明して「早緋」と述べているのであろう（徐ほか二〇一八）。

59 勳二絳緋

(M二・二五四 報告八三一―六角形)

赤色のねりぎぬの幣帛が二枚。

「勳二」は「纁二」に通じ、赤色の幣帛をいう。「纁」はうすい赤色。『説文』糸部に「纁、淺絳也」とある。「纁二」は先の「玄三」とならんで『禮記』雜記上に「魯人之贈也、三玄二纁、廣尺、長終幅」、『續漢書』禮儀志下・大喪に「贈幣、玄三纁二、各長尺二寸、廣充幅」と記され、葬儀に際して死者に贈られた。

「絳」は深い赤色。『説文』糸部に「絳、大赤也」、『釋名』釋綵帛に「絳、工也、染之難得色、以得色爲工也」とある。前項にみたように「緋」は赤色のねりぎぬをいう。これもやはり「纁二」の幣帛について「絳緋」と述べているのであろう。

60 竹篋一

(M二・三三四 寫真未見 六角形)

竹製の「篋」が一つ。

「篋」は扇子状の柩のかざり。『禮記』喪服大記「飾棺、君龍帷、三池、振容、黼荒、火三列、黼三列、素錦褚、加僞荒、纁紐六、齊、五采、五貝、黼篋二、黻篋二、畫篋二、皆戴圭」の鄭玄注に「漢禮、篋以木爲篋、廣三尺、高二尺四寸、方兩角高、衣以白布、畫者畫雲氣、其餘各如其象、柄長五尺、車行、使人持之而從、既窆樹於壙中」とある。漢の禮によれば「篋」とは方形の木篋に白布をかぶせ

て雲氣紋などをあらわし、柄をとりつけたもので、それを柩車とともに墓所に送り、埋葬後は墓壙に立てた。鄭玄が木製と説明するのに對して、曹操高陵の石牌は「竹篋」と記す。また、西朱村石牌に「白布黻篋二」（選注189、M一・一八六）がある。

61 冒一

(M二・三三三 報告八八一―六角形)

冒が一點。

「冒」は死者の遺體を覆う布をいう。『禮記』雜記下に「冒者何也、所以揜形也」、『釋名』釋喪制には「以囊韜其形曰冒、覆其形、使人勿惡也」とあり、冒は形（遺體）を覆うものだと説明している。『儀禮』士喪禮では死後まもなく死者に衣服などを着せる「襲」の衣物に「冒」が含まれ、「冒緇質、長與手齊、經殺掩足」と記される。その鄭玄注に「冒、韜尸者、制如直囊、上曰質、下曰殺。質、正也、其用之先、以殺韜足而上、後以質韜首而下、齊手。上玄下纁、象天地也」とあり、冒は屍をつつむもので、長い囊状を呈し、まず下部の「殺」に足を入れ、さらに上半部の「質」によって首から手までを覆うのだという。鄭玄はまた『喪大記』を引いて「君錦冒、黼殺、綴旁七、大夫玄冒、黼殺、綴旁五、士緇冒、經殺、綴旁三、凡冒質長與手齊、殺三尺」と述べている。湖南省長沙馬王堆一號墓の墓主の遺體は二枚の肌着の上から数重の織物で覆われ、さらに多数の衣服と寝衣がかさねられていた。肌着の上を覆っている数重の織物は腐食がひどいものの、もとは「冒」があったと推定されている（湖南省博物館ほか一九七三）。

一方、「冒」は「瑁」に同じで、玉器の一種だった可能性もある。『周禮』冬官考工記下・玉人に「天子執冒、四寸、以朝諸侯」とあ

り、天子が諸侯に朝するとき「冒」を用いた。その鄭玄注に「名玉曰冒者、言德能覆蓋天下也、四寸者、方以尊接卑、以小爲貴」とある。また、『説文』玉部に「瑁、諸侯執圭朝天子、天子執玉以冒之、似犁冠」といい、諸侯が持参した圭の頭部にぴったりかぶさるようにつくられた玉器が「瑁」である。その具體的な形状については正方形とする説と犁状とする説があるものの、現在までにそれらしき玉器は発見されていない〔林一九九一〕。

62 輜車上廣四尺長

一丈三尺五寸漆

斗帳構一具

(M二・三六一 報告九〇一二 六角形)

輜車上で用いる漆塗りの斗帳の骨組で、幅四尺、長さ一丈三尺五寸のものが一式。

報告は三行目第一・第二字を「升帳」と讀むが、「斗帳」が正しい。

「輜車」は棺を載せる車で、殯および葬送に用いる。『禮記』檀弓上「天子之殯也、菽塗龍輜以椁」の鄭玄注に「天子殯以輜車、畫輦爲龍」とあるように、天子の殯に用いる輜車を特に龍輜と呼び、その輦に龍が描かれた。後世の事例として、『梁書』顧憲之傳ではその臨終の制を命じて「入棺之物、一無所須。載以輜車、覆以粗布、爲使人勿惡也」と述べている。また『新唐書』禮樂志十・凶禮では「諸臣之喪」に「輜車」が規定され、『通典』卷一三九・開元禮纂類三四・凶六には「四品以下無輜車」と定められている。

山東省微山の畫像石には葬送車と考えられる四輪車の表現があり、「輜輦車」「廣柳車」「輜車」などの可能性が検討されているものの

〔王ほか一九八九〕、「輜車」に「斗帳」をかけたものを表現した可能性もある。

なお、石牌の記載は、輜車上で用いる斗帳の枠について述べたもので、輜車は含まないことから、墓所まで柩と一緒に載せてきた帳だけが墓中におさめられたと推定される。

63 絳疏披一

(M二・三三四 報告八九一三 六角形)

赤色の粗布でできた柩紐が一本。

「疏」は粗布。『釋名』釋綵帛は「紡、麤絲織之曰疏、疏、寥也、寥寥然也」と述べ、粗い糸で織りなした布を「疏」とする。

「披」は喪葬の具。柩車の両側から引つ張って柩が傾くのを防ぐための紐。『禮記』檀弓に「孔子之喪、公西赤爲志焉。飾棺・牆、置翣、設披、周也。設崇、殷也。綢練設旒、夏也」とあり、『釋名』釋喪制に「翣、齊人謂扇爲翣、此似之也、象翣扇爲清涼也。翣有黼有畫、各以其飾名之也。兩旁引之曰披、披、擺也、各於一旁引擺之、備傾倚也」とある。

『儀禮』既夕禮では葬送の前に柩を車に載せて飾り、その過程で「設披」がなされる。その鄭玄注に「披、輅柳棺上、貫結於戴、人居旁牽之、以備傾虧」といい、また『喪大記』を引いて「土戴前纏後緇、二披用纁」と記している。

64 白練畫鹵簿・遊

觀・食廚各

一具

(M二・三〇八 新出一七頁上 六角形)

白いかとりぎぬに出行・樓觀・厨房の場面を描いた帛畫。

「鹵簿」は「鹵簿」であり、天子の行列をいう。蔡邕『獨斷』卷下に「天子出、車駕次第謂之鹵簿、有大駕、有小駕、有法駕」とあり、また『後漢書』孝崇皇后紀「中謁者僕射典護喪事、侍御史護大駕鹵簿」の注に引く『漢官儀』に「天子車駕次第謂之鹵簿。有大駕、法駕、小駕」と記される。『藝文類聚』帝王部に引く曹丕の魏武帝哀策文には「鹵簿既整、三官駢羅、前驅建旗、方相執戈」とあり、まさに曹操自身の葬列を「鹵簿」と表現している。

「遊觀」は遊覽あるいは高樓のこと。『韓非子』存韓篇に「秦王飲食不甘、遊觀不樂、意在專圖趙」とあり、『三國志』蜀書・諸葛亮傳には「(劉)琦乃將亮遊觀後園、共上高樓」とある。

「食廚」は厨房の宴炊情景を描いたもの。

石牌は、白いかとりぎぬに出行圖・樓觀圖・厨房圖をそれぞれ描いたものをいい、後漢の畫像石や魏晉以降の墓室内壁畫の圖像とも共通する。曹操高陵の甬道壁面では若干の彩色が検出されているものの、墓室内には壁畫が描かれた形跡がない。墓室内の壁面で確認されている頭部が環状をなす多数の鐵釘の一部は、この三種の帛畫を懸垂するものであった可能性がある。

なお、前漢の長沙馬王堆三號墓では櫛の西壁に「車馬儀仗圖」、東壁に「行樂圖」の帛畫が掛けられていた。前者について報告者は「軍陣送葬圖」すなわち葬送行列と解釋しようとするのに對し〔湖南省博物館ほか二〇〇四・一〇九―一一頁〕、岡村秀典は後漢の畫像石や壁畫と同種の「墓主の輝かしい生前の職務を描寫した」圖像とみる〔岡村二〇二二・一八〇頁〕。

六、娛樂

65 枹蒲牀一

(M二二二八九 報告八三―三 六角形)

枹蒲の牀(盤)が一つ。

「枹蒲」については、張華『博物志』逸文(『太平御覽』方術部)に「老子入西戎造枹蒲、枹蒲、五木也、或云胡人亦爲枹蒲卜、後傳樓陰善其功」とあり、老子が西域から傳えたとする説がある。「五木」と呼ばれる一種のサイコロの目にしたがつてコマを動かすことから、その遊戯自體を「五木」と稱することもあった。

「枹蒲牀」は枹蒲の盤をいう。盤の足のあるものを「牀」、足のないものを「枹」と稱した。

西朱村石牌には「墨漆畫枹蒲牀一、／五木・籌・丹縑衣・／箱・柙自副」(選注203, M一・七)と「象牙錐畫枹／蒲牀一、五木・籌・／丹縑囊・柙自副」(選注204, M一・四一五)があり、「枹蒲」は「枹蒲」に同じで、西朱村例では牀と五木(サイコロ)・籌(算木)がセットとなっており、またそれらを收納する囊や柙をとまなう。

七、不詳

66 木繩又一

(M二二・三〇三 聯會用品類一〇 六角形)

「木繩又」が一つ。

李梅田は「又」は「釵」に同じで、髮飾とし、遺體の髪をまとめたと推定する。

閻焯〔二〇二二〕は「木繩又」とは漢魏晉墓からしばしば出土す

る「叉形器」であり、曹操高陵からもそれが実際に出土していることを指摘した(M二・三三六)。また、西朱村石碑「繩又一、繩自副」(M二・三四)も同種の器物とする。ただし、閻焯は叉形器を髮飾とする説を否定し、晉墓出土例に繩を巻きつけた痕跡があること、近年の洛陽後漢墓出土例に男性墓主の頭側から銅叉形器が板硯など文具類とともに出土したことを根據に、これを文具の一種で、簡牘を綴る繩を巻きつける「簡冊捆紮器」と解釋している。

67 文錘母一

(M二・三〇九 報告八七一 六角形)

「文錘母」が一つ。

器形不詳。李梅田は髮飾の類と解釋する。

出典略號

選注……「三世紀東アジアの研究」班 二〇二二「洛陽西朱村曹魏墓出土

石碑銘選注」『東方學報』京都第九七冊

報告……河南省文物考古研究院編著 二〇一六『曹操高陵』中國社會科學

出版社

李梅田……李梅田 二〇一四『曹操墓刻銘石碑名物小考』『北方民族考古』

第一輯

聯會……李凭主編 二〇一〇『曹操高陵——中國秦漢史研究會、中國魏晉

南北朝史學會會長聯席會議』浙江文藝出版社

新出……鄭志剛・尙曉周 二〇一〇『曹操高陵新出土石刻選』河南美術出

版社

參考文獻(日文) 五十音順

池田末利譯注 一九七六『儀禮IV』東海大學出版會

岡村秀典 二〇二一『東アジア古代の車社會史』臨川書店

江介也 二〇二二『東アジアの鏡——用途・表象・ジェンダー副葬』『中

國考古學』第一二號

永田英正編 一九九四『漢代石刻集成』同朋舎出版

林巳奈夫 一九七五『漢代の飲食』『東方學報』京都第四八冊

林巳奈夫編 一九七六『漢代の文物』京都大學人文科學研究所

林巳奈夫 一九九一『中國古玉の研究』吉川弘文館

林巳奈夫 一九九九『中國古玉器總說』吉川弘文館

楊弘(網干善教監譯・來村多加史譯) 一九八五『中國古兵器論叢』關西大

學出版部

參考文獻(中文) 拼音順

董珊 二〇〇二『景初元年帳構銅考』『故宮博物院院刊』第三期

甘肅省博物館 一九七二『武威磨嘴子三座漢墓發掘簡報』『文物』第二期

甘肅省文物考古研究所 二〇二二『敦煌佛爺廟灣——新店臺墓群二〇一五

年度發掘報告』全三冊 甘肅教育出版社

河南省文物考古研究所編著 二〇一〇『曹操墓真相』科學出版社

湖南省博物館・中國科學院考古研究所編 一九七三『長沙馬王堆一號漢墓』

文物出版社

湖南省博物館・湖南省文物考古研究所編 二〇〇四『長沙馬王堆二、三號

漢墓』文物出版社

江西省歷史博物館 一九八〇『江西南昌市東吳高築墓的發掘』『考古』第三

期

江西省文物考古研究院・北京大學考古文博學院 二〇二〇『江西南昌西漢

海昏侯劉賀墓出土部分金器的初步研究』『考古』第六期

連雲港市博物館・東海縣博物館・中國社會科學院簡帛研究中心・中國文物研

究所 一九九七『尹灣漢墓簡牘』中華書局

劉心健・陳自經 一九七四『山東蒼山發現東漢永初紀年鐵刀』『文物』第一

二期

- 南京市文物保管委員會 一九六五 「南京象山東晉王丹虎墓和二、四號墓發掘簡報」『文物』第一〇期
- 青島市文物保護考古研究所・黃島區博物館 二〇一九 「山東青島土山屯墓群四號封土與墓葬的發掘」『考古學報』第三期
- 宋超 二〇一〇 「黃豆二升」小考」李凭主編『曹操高陵——中國秦漢史研究會、中國魏晉南北朝史學會會長聯席會議』浙江文藝出版社
- 王思禮・賴非・丁冲・萬良 一九八九 「山東微山縣漢代畫像石調查報告」『考古』第八期
- 王永彪 二〇一三 「湖南常德出土一批漢代金銀餅」『文物』第六期
- 王子今 二〇一六 「豆・黃豆・大豆」『秦漢名物叢考』東方出版社
- 王子今 二〇二一 a 「曹操高陵」絨手巾」考議」『西部史學』第二期
- 王子今 二〇二一 b 「曹操高陵」渠枕」考」『文物』第一〇期
- 武家壁 二〇一〇 「曹操墓出土」常用」兵器考」『中原文物』第四期
- 襄樊市文物考古研究所 二〇一三 「湖北襄樊樊城菜越三國墓發掘報告」『考古學報』第三期
- 徐正考・金東雪 二〇一八 「曹操高陵出土石牌」玄三早緋」動二絳緋」補釋」『史學集刊』第二期
- 閻焯 二〇二二 「西高穴、西朱村曹魏墓葬出土石榻涉及的文具組合——釋「木繩叉」與「繩叉」」『故宮文物月刊』第四七一期
- 浙江省文物考古研究所・安吉縣博物館 二〇〇七 「浙江安吉五福楚墓」『文物』第七期
- 鐘志成 一九七五 「江陵鳳凰山二六八號漢墓出土一套文書工具」『文物』第九期

註

- (1) 曹操高陵管理委員會ホームページ所掲出土刻銘石牌 <http://zgjnp.qfouch.com/article.php?id=3033084&t=2&d=13228> (二〇一三年五月二二日最終閲覧)
- (2) 報告による本石牌の遺物番號は、附表三の石牌文字統計表では三五七、彩色圖版九一—では三五五とされ、記載が異なる。しかし、出土遺物一覽を整理した附表二の出土文物統計表によれば三五五は「石板殘塊」、三五七は「圭形石牌」であることから、本稿では三五七が正しいと判断した。

【附録】「洛陽西朱村曹魏墓出土石牌銘選注」補訂

『東方學報』第九十七冊の刊行後、西朱村石牌138「銀烏丸釜・竈一具」について、新たな用例を確認することができたため、以下に補う。

梅原末治編『日本蒐儲支那古銅精華』第六冊（一九六四年）・四五六「魏大和二年銅鏡」の銘文に「大和二年九月十日向方造一升（斗）銅烏丸釜甌重廿一斤 第十二」とある。大和二年は魏の太和二年（二二八）である。寧樂美術館の所藏で、口径一一・七cm、器高一五・〇cmをはかる。圖録所掲の寫真によれば、この器物は羽釜形を呈し、やや平たい球狀の胴部の中央よりやや上に鏢をめぐらせ、その上面に銘文を刻んでいる。兩肩の相對する位置には獸面の鋪首を貼りつけて環とし、口縁部は直立する。魏の官營工房である「中尚方」において製作されたことが銘文によって明らかであり、その器形は漢魏の一般的な釜の形狀と同様である。したがって、石牌の「烏丸」を異民族の名稱と結びつけて、東北の地で製作された釜とする先行研究の解釋には無理がある。おそらく「烏丸」は釜の様態について述べたもので、「黒く丸い」といった程度の意味であろう。